

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8 月30日

【会社名】 株式会社オルトプラス

【英訳名】 A l t P l u s I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 石井 武

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4405-4339

【事務連絡者氏名】 取締役CF0執行役員財務・経理部長 竜石堂 潤一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4405-4339

【事務連絡者氏名】 取締役CF0執行役員財務・経理部長 竜石堂 潤一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】

(第 5 回新株予約権)	
その他の者に対する割当	15,596,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	2,552,396,000円
(第 6 回新株予約権)	
その他の者に対する割当	2,680,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	602,680,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し若しくは買取った場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	28,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	15,596,000円
発行価格	新株予約権1個につき557円(新株予約権の目的である株式1株当たり5.57円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月18日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オルトプラス 財務・経理部 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
払込期日	平成30年9月18日(火)
割当日	平成30年9月18日(火)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1. 株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券(以下「第5回新株予約権」といい、下記「2 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第6回新株予約権) (1) 募集の条件」で定義する第6回新株予約権と第5回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成30年8月30日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社、マコーリー・バンク・リミテッド(以下「マコーリー・バンク」といいます。)及び株式会社SBI証券(以下「SBI証券」といい、マコーリー・バンク及びSBI証券を総称して「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権に係る買取契約(以下「新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で新株予約権買取契約を締結しない場合は、第5回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 第5回新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 第5回新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第5回新株予約権の目的となる株式の種類及び数  第5回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式2,800,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第5回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正  別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日(以下に定義する。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。  「修正日」とは、各行使価額の修正につき、(注)7.(1)に定める第5回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日。)をいう。  「取引日」とは、東京証券取引所で売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含む。)には、当該日は「取引日」にあたりないものとする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度  行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限  行使価額は544円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限  2,800,000株(本有価証券届出書提出日現在の当社発行済株式総数13,550,798株に対する割合は、20.66%(小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を四捨五入した値。))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 第5回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第5回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)  第5回新株予約権の発行価額の総額15,596,000円に下限行使価額である544円で本第5回新株予約権全部が行使された場合の1,523,200,000円を合算した金額である1,538,796,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。))。</p> <p>7. 当社の請求による本第5回新株予約権の取得  第5回新株予約権には、当社の決定により、第5回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社オルトプラス 普通株式  完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 第5回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式2,800,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第5回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第5回新株予約権を有する者(以下「第5回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第5回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第5回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初906円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p> <p>(2) 行使価額は544円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項第(1)号の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第5回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの時価}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

## 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第5回新株予約権の行使請求をした第5回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第5回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第5回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,552,396,000円 (注) 全ての第5回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得若しくは買取った場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第5回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第5回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第5回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第5回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第5回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年9月18日から平成32年9月17日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社オルトプラス 財務・経理部 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
新株予約権の行使の条件	各第5回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、第5回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第5回新株予約権1個当たり557円の価額で、第5回新株予約権者(当社を除く。)の保有する本第5回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。第5回新株予約権の発行要項(以下「第5回新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第5回新株予約権者に対する第5回新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく第5回新株予約権の取得に関して第5回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

	2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第5回新株予約権1個当たり557円の価額で、第5回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第5回新株予約権の全部を取得する。第5回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第5回新株予約権者に対する第5回新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく第5回新株予約権の取得に関して第5回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	第5回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 募集の目的及び理由

当社は創業以来、GREEやmobageといったSNSプラットフォームや、App StoreやGoogle Play等のアプリマーケットで提供されるソーシャルゲーム(注1)の企画・開発・運営を主たる事業としております。

当社はSNSプラットフォームにおける自社オリジナルタイトルのリリースを皮切りに、アニメや漫画のキャラクター等、ユーザー認知度の高いIP(注2)を保有する他社との協業によるタイトルをSNSプラットフォームで運営することにより事業を拡大してまいりましたが、スマートデバイス(注3)の普及に伴いApp StoreやGoogle Play等で提供されるネイティブアプリゲーム(注4)の需要が高まったことから、当社もその市場環境の変化に対応するため、ネイティブアプリゲームの開発及び運営を行ってまいりました。具体的な取組みとして、当社は、株式会社KADOKAWA(以下「KADOKAWA」といいます。)、株式会社集英社キャラクタービジネス室及び株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントの子会社である株式会社フォワードワークスなど、他社との協業によりネイティブアプリゲームの開発を進めてまいりました。平成29年6月よりKADOKAWAとの協業タイトルの運営を開始した結果、平成30年9月期第3四半期連結累計期間の売上高は3,129,800千円と前年同四半期比で37.0%増となりましたが、開発中のタイトル数が前年同四半期比で増加したことにより、新規タイトルの開発費が、タイトル運営から得られる収益等を大きく上回りました。この結果、平成30年9月期第3四半期における売上総損失は246,229千円(前年同四半期は319,644千円の売上総利益)、営業損失は1,074,709千円(前年同四半期は285,868千円の営業損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,105,448千円(前年同四半期は371,422千円の四半期純損失)と、前年同四半期比で損失が大きく拡大いたしました。

ゲーム事業におけるネイティブアプリゲームは、1つのタイトルから得られる収益が大きく増減する可能性があるため、限られたタイトルに収益を依存するのではなく、複数のタイトルを継続的に運営することにより、安定した収益の獲得及び収益の拡大を図ることが必要であると考えております。そのため、年間で複数のネイティブアプリゲームを継続して開発し、運営していくことが必要であると考えております。また、他社との協業に際しては、開発・運営費用の一部を当社が先行して負担することにより、ユーザー認知度の高いIPを利用した案件の獲得可能性や、セールスランキングの上位にランクインが見込まれる案件の獲得可能性が高まると考えており、また、タイトルの運営開始以降の協業先との収益分配における当社への分配の割合を高めることにも繋がるものと考えております。かかる企図を実現するために、当社は平成29年3月13日を割当日とする新株予約権の第三者割当による資金調達(以下「前回調達」といいます。)による調達資金を充当して現在複数のタイトルの開発を行っており、これらの開発中のタイトルが今後運営を開始することにより、当社の収益安定化及び収益拡大に寄与すると考えております。一方で、スマートデバイスの高機能化により、ユーザーがネイティブアプリゲームに求める品質が高まっており、具体的には数年前のソーシャルゲームの開発と比較すると、端末機能の高機能化によりグラフィックの高精細化や3D化、動画演出や声優を起用したフルボイスなど、ゲームコンテンツのリッチ化が進んだ結果、開発費用の増加や開発期間の長期化が進むとともに、運営費用の増加により、開発費用を回収し収益化するまでの期間が、過去のソーシャルゲームと比較すると長期化しております。また、ゲーム事業の性質上、リリースしたタイトルから得られる収益が当初の見込みを大幅に下回る可能性も否定できず、そのような場合には、開発費用を回収できない可能性もあります。当社の平成30年9月期第3四半期連結会計期間末における現金及び預金の残高は1,335百万円となっておりますが、上記のとおり開発費の回収が長期にわたることや、開発費を回収できない可能性等も勘案しつつ、複数の新規ネイティブタイトルを継続的に開発し、運営する体制を引き続き維持するためには、複数タイトルを同時に開発するために必要な手元資金を改めて確保し、今後の新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用の支払に備える必要があると考えております。また、日本国内のソーシャルゲーム市場は売上成長率が相対的に鈍化し成熟化を迎えつつありますが、中国、韓国を中心とするアジア市場では引き続き成長が続いております(注5)。そのため、海外展開に関する協業案件の獲得を進めることが当社の業容拡大に必要であり、そのための配信権や開発・運営費用の支払のための資金を確保する必要が

あると考えております。そして、この体制の構築が、当社の収益基盤を安定化させ、収益を拡大するためには必要であると考えております。

また、他社ウェブサービス等の開発や運営を、ベトナム子会社の開発人員を利用して受託するオフショア開発事業(注6)は、日本国内における開発人員の不足や人件費の上昇等による開発費の増加が続いている状況(注7)は継続しており、今後も引き続き需要は増加していくと考えております。当社の主たる事業であるゲーム事業は、ユーザーのし好に短期間で左右されるため、安定的な収益を長期に確保することが難しいのに対し、オフショア開発事業は受託開発という契約の性質上、契約に基づき期間及び収益額が決まることから、ゲーム事業と比較すると、長期的に安定的な収益を確保できると考えており、オフショア開発事業を拡大していくことは、当社の事業全体での安定性を高める観点から当社の事業戦略上、重要であると考えております。かかる企図の下、オフショア開発事業につきましては前回調達による調達資金を用いて体制整備を進めておりますが、収益の安定化及び拡大のためには、ベトナムでのエンジニア等の採用だけでなく、日本国内での営業・サポート体制の強化を引き続き図ることが必要であり、そのための投資資金を改めて確保する必要があると考えております。また、オフショアで開発を行うことへの不安から、国内の開発人員を利用した開発ができないか、という顧客からの要望が一定数あることを踏まえ、当社の開発人員又は国内の協業先を含めた開発人員を顧客へ紹介し、当該開発人員の稼働工数に対して報酬を受け取るサービス（SES（SYSTEM ENGINEERING SERVICE：システムエンジニアリングサービス）注8）の提供を新たに開始することにより、上記オフショア開発事業を補完し、当社グループの開発事業全体での収益を拡大させることが可能であると考えております。そのためには、国内エンジニアの提供が可能な協業先の確保や顧客のSESへのニーズを把握し、適切な国内開発人員を提案するSES営業担当の確保などの人材の採用を進めることによる体制整備が必要であり、そのための投資資金を新たに確保する必要があると考えております。

当社は、長期的に安定的な収益を確保するために、オフショア開発事業の他、新規事業を進めておりますが、ソーシャルゲーム会社が運営するゲームタイトル収益の最大化を支援するゲーム支援事業として、主にソーシャルゲーム会社に対するサービス提供の一環で、ゲーム開発・運営人材のマッチングサービスを提供しております。かかるサービスにおいては、オフショア開発事業と同様に、契約に基づき期間及び収益額が決まることから、ゲーム事業と比較すると、長期的に安定的な収益の確保が期待できると考えております。当社の営業動向を踏まえると、今後も一定の成長が見込めることから、ゲーム支援事業の収益を拡大させることが、当社の事業基盤の安定化及び成長には必要であると考えております。そのためには、営業・サポート人員の採用を含めた人材投資のための資金を確保する必要があると考えております。また、平成30年2月より、従業員間のコミュニケーションの活性化を目的とした福利厚生ツールとして、「社内利用に用途を限定した仮想通貨（注9）」の実証実験を当社内において開始し、新規のサービス化に向けた準備を進めており、企業向けの社内仮想通貨サービス「コミュニティオ」として、平成30年10月よりサービス提供を開始する予定であります。サービス開始以降も様々な機能追加を検討する予定ですが、事業の立ち上げから収益化に至るまでには、開発力強化のために開発人員の採用を進めるだけでなく、顧客獲得のためのマーケティング担当者や営業担当者等の採用などの人的投資や資金決済法に基づく各種法令対応も必要となると考えており、そのための資金を確保する必要があると考えております。当社は、オフショア開発事業に続く新規事業を成長させ、収益化を図ることが、当社の事業基盤の安定化及び成長のためには必要であり、そのための投資資金を確保することが重要であると考えております。

また、ソーシャルゲーム市場においては、スマートデバイスの性能向上により家庭用ゲーム機と比べても遜色のない品質が一般的となった結果、開発費の増加と開発期間の長期化が進んでいると考えております。その結果、開発費の負担が困難となったソーシャルゲーム事業会社から、事業の縮小又はソーシャルゲーム事業からの撤退に伴う人員及びゲームタイトル譲渡の検討依頼、事業会社自体の譲渡や資本を含めた業務提携の検討依頼が、当社に寄せられることが増えております。他方、当社は、新規ゲームタイトルの開発に際し、開発人員の不足を補うための外注費の増加が続いている状況を改善するために、外注していた開発業務を内製化することにより、増加する開発費を抑制し、減少させることが必要であると考えております。そのために、ゲーム事業においては上記のような企業との資本提携や事業譲受を含むM&Aが有効な一手段であると考えております。また、前述のとおり、当社は新規事業を成長させ収益化を図ることによって、収益源泉の多様化を進めておりますが、当該事業分野において高い技術力や営業力等のある会社との資本提携や事業譲受を含むM&Aにより、新規事業の展開を推し進めていくことも、当社の事業戦略として重要であると考えております。したがって、当社がゲーム事業、新規事業において他社との競争優位を確保しながら事業展開を進めていくためには、素早い意思決定と機動的な資金拠出により、資本提携や事業譲受を含むM&Aを進めることが必要であり、そのための資金を確保することが重要と考えております。

加えて、当社は、平成30年4月19日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却について」にて開示したとおり、平成30年4月23日付で実施した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却の原資として、金融機関より平成31年4月末を返済期限とする200百万円の借入を行っておりますが、新たに確保した資金を用いて当該借入金を返済し、手元資金を維持しつつ負債を減少させることにより財務基盤を改善することも重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社は、今回調達する資金を、新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用、開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金、新規事業への投資、資本提携や事業譲受を含む将来のM&Aのための待機資金、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却のために借り入れた金融機関からの借入金の返済原資、にそれぞれ充当する予定です。

当社は、有価証券報告書の事業等のリスクに記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が付されている状況を踏まえ、当該重要事象等を解消するための各種対応策を進めておりますが、今後の事業基盤の安定化及び拡大には、財務基盤の一層の強化を図る必要があると判断しておりま



す。当社は、本第三者割当によって更なる財務基盤の強化を図り、また、本第三者割当により調達した資金を活用して上記の事業拡大を図っていくことにより、当社の収益向上を図ることが可能となると考えており、本第三者割当は企業価値及び株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

- 注1. ソーシャルゲームとは、ゲームの利用者同士のつながりや交流関係を活かしたゲームの総称です。
2. IPとは、知的財産権(Intellectual Property)の略称です。
  3. スマートデバイスとはスマートフォンやタブレット端末など、情報処理端末(デバイス)のうち、単なる計算処理や通話だけではなく、インターネットブラウザやゲームなど、様々なアプリケーションを利用できる多機能端末の総称です。
  4. ネイティブアプリゲームとは、Google Inc.が運営する「GooglePlay」やApple Inc.が運営する「App Store」等のアプリマーケットよりプログラムをダウンロードして利用するゲームアプリケーションを指します。
  5. 「ファミ通ゲーム白書2018」(2018年6月株式会社Gzブレイン。)
  6. オフショア開発とは、ソフトウェア開発や運用保守管理等を海外の開発会社等に委託して行う開発を指します。
  7. IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果(2016年6月経済産業省。)
  8. SES(SYSTEM ENGINEERING SERVICE: システムエンジニアリングサービス)とは、開発人員を顧客へ紹介し、当該開発人員の稼働工数に対して報酬を受け取るサービスであり、エンジニア等の開発者を雇用する時間に対して報酬を支払う形態で行われます。なお、当社は一般労働者派遣事業の認可を受けているため、当社のエンジニアを顧客へ紹介する場合には、原則として派遣契約に基づき行うことを予定しております。
  9. 資金決済に関する法律第2条第5項に定義される「仮想通貨」に利用される技術を用いて作られ、社内でも利用されることに限定したポイントなどの名称を指します。なお、社内仮想通貨サービス「コミュニティオ」においては、当面の間、取り扱われるポイントは資金決済に関する法律第2条第5項に定義される「仮想通貨」には該当せず、また、そのサービスは仮想通貨交換業の登録を要しない範囲で実施される予定です。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して当社における資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益に対する影響を一定程度抑えながら自己資本を増強できる仕組みを重視しました。このため、下記「(3)本資金調達方法について」に記載の[メリット]及び[デメリット]並びに[本新株予約権のその他特徴]や、下記「(3)本資金調達方法について」に記載の[他の資金調達方法との比較]について検討を行った結果、割当予定先から提案された第三者割当による本新株予約権による資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(3) 本資金調達方法について

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権に係る払込み及び割当予定先による本新株予約権の行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

第5回新株予約権の行使価額は当初906円(本新株予約権の発行決議日(以下「本発行決議日」といいます。))の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額)としておりますが、平成30年9月18日以降、第5回新株予約権発行要項第12項に定める行使期間の満了日(平成32年9月17日)まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、上記の計算により修正後の行使価額が下限行使価額(544円)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

第6回新株予約権の行使価額は当初固定(本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値906円の132.5%である1,200円)されていますが、当社は、平成30年9月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ(以下「行使価額修正選択権」といいます。)、それ以降、行使価額は第6回新株予約権の発行要項(以下「第6回新株予約権発行要項」といいます。))と併せて以下「新株予約権発行要項」と総称します。第10項に基づき修正されます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を第6回新株予約権を有する者(以下「第6回新株予約権者」という。))に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の3取引日目以降、第6回新株予約権発行要項第12項に定める行使期間の満了日(平成32年9月17日)まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、上記の計算により修正後の行使価額が下限行使価額(544円)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。第6回新株予約権の詳細については、下記「2 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第6回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等」をご参照ください。

第5回新株予約権を修正条項付としたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる可能性があるためです。一方、第6回新株予約権については、第5回新株予約権と異なり、当初行使価額を本発行決議日の当社普通株式の株価よりも高い金額(本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値906円の132.5%である1,200円)に固定(したがって、後述する行使価額修正選択権を当社が行使するまでは、行使価額は自動的に修正されません。)することにより、既存株主の持分の希薄化により配慮しつつ、行使価額を下回って株価が推移する状態となった場合等においても、当社が行使価額修正選択権を行使する

ことで、新株予約権の行使を促進し、緊急又は機動的な資金需要への柔軟な対応が可能な設計としております。このように、当初行使価額と行使価額の修正条件が異なる2つの新株予約権を発行する理由は、当社の資金需要や市場環境等を勘案し、より柔軟かつ機動的に資金調達を行うとともに、既存株主の持分の希薄化への影響に配慮しながら自己資本を増強することを可能とするためです。

なお、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数は3,300,000株(当該株式に係る議決権数は33,000個)であり、平成30年7月31日現在における当社の発行済株式総数13,550,798株(当該株式に係る議決権数は135,480個)を分母とする希薄化率は24.35%(議決権数に係る希薄化率は24.36%)となります。

また、本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した金額の資金調達が実現できず、また、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」といいます。)が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームは、以下に記載するメリットにより財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。

## [メリット]

### 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、3,300,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、将来の株価動向や当社の決定によって行使価額が修正された場合であっても、当初の見込みを超える議決権の希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数が調整されることがあります。)

### 取得条項による取得及び消却

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合等には、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を新株予約権発行要項第14項第(1)号記載の取得条項に基づき取得することにより、希薄化の規模を抑制することが可能となっております。但し、当社取締役会が本新株予約権の取得を決議した場合であっても、取得日の前日までは割当予定先は本新株予約権を行使することができません。なお、取得価額は本新株予約権の発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

### 当社による不行使期間の指定

新株予約権買取契約において、当社は、株式購入保証期間(下記「株式購入保証」に定義します。)中を除く本新株予約権の行使期間中、本新株予約権者が第5回新株予約権及び第6回新株予約権のいずれか又は両方について行使することができない期間(以下「不行使期間」(注)といいます。)を、各本新株予約権者に対して、合計8回(第5回新株予約権又は第6回新株予約権を対象とする不行使期間の設定をそれぞれ1回として数えるものとします。なお、当社は、第5回新株予約権及び第6回新株予約権について、同時に不行使期間の設定をすることができ、かかる場合には、2回と数えます。また、他方の本新株予約権者に対する不行使期間の設定の回数とは合算されず、また、各本新株予約権者に対して同時に不行使期間の設定をすることができます。)まで定めることができる旨が定められる予定です。これによって当社は、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

### (注) 不行使期間

1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。

### 譲渡制限

本新株予約権は、新株予約権発行要項及び新株予約権買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

### 株式購入保証

新株予約権買取契約において、行使期間中、当社は、当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を指定すること、ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は少なくとも5取引日以上の間隔を空けること、並びに、マコーリー・バンク及びSBI証券それぞれに対する株式購入保証期間が同時期に重複しないことを条件として、第5回新株予約権又は第6回新株予約権のいずれかについて、株式購入保証期間の適用を、1回又は複数回、指定することができる(当社は、新株予約権買取契約に定められる条件に従い、第5回新株予約権又は第6回新株予約権のいずれに対して株式購入保証期間を適用するかを都度指定することができ、当社が指定した本新株予約権を、以下「株式購入保証対象本新株予約権」といいます。)旨が定められる予定であり、かかる範囲で本新株予約権による資金調達の確実性が確保されます。株式購入保証期間において、割当予定先は、1回の株式購入保証期間で、当社にそれぞれ5億円(以下「行使保証金額」といいます。)を提供するため、株式購入保証対象本新株予約権を、その裁量で1回又は複数回に分けて行使するものとする旨が定められる予定です。これにより、当社の判断により機動的な資金調達を行うことが可能となります。

但し、( )割当予定先がその保有する全ての株式購入保証対象本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額が、行使保証金額に不足したとしても、割当予定先は、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとされ、また、( )ある株式購入保証期間中に、株式購入保証対象本新株予約権に関し、行使期間の末日、新株予約権発行要項第14項記載の取得事由に定める取得日又は新株予約権買取契約に基づく買取請求(下記「[デメリット] 買取請求により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性」に定義します。)による買取日のいずれかの日(以下「早期終了日」といいます。)が到来する場合(いずれの場合も、当社が株式購入保証対象本新株予約権の全部を取得又は買取る場合に限り)、割

当予定先は早期終了日時点において、行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとされる予定です。

「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して20適格取引日までの期間(但し、該当する行使保証金額が当該期間満了前に当社に提供された場合、その時点で当該株式購入保証期間は終了します。)をいい、「適格取引日」とは、当該取引日において以下の全ての事由が存在しない取引日をいいます(但し、g又は/及びhの事由が存在する取引日であっても、割当予定先は、その裁量によりかかる取引日(但し、当該g又は/及びhの事由以外に、a乃至fの事由が存在しない場合)に限ります。)を適格取引日とみなすことができます。)

- a. 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、当該取引日のいずれかの時点で、株式購入保証対象本新株予約権が第5回新株予約権の場合はその下限行使価額以下、株式購入保証対象本新株予約権が第6回新株予約権の場合はその当初行使価額(但し、当社取締役会の決議により、第6回新株予約権の行使価額が修正された場合は、その下限行使価額)に1.1を乗じた額以下となった場合
- b. 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、当該取引日のいずれかの時点で、東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から10%以上下落した場合
- c. 当社普通株式の当該取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、1億6,700万円未満である場合
- d. 当該取引日が上記「当社による不行使期間の指定」に記載した不行使期間(株式購入保証対象本新株予約権に係る不行使期間に限ります。)に該当する場合
- e. 株式購入保証期間内における取引日より前に割当予定先が行使請求をしたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が当該行使の効力発生日から3取引日を超えて割当予定先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合
- f. 割当予定先による行使が、制限超過行使(本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数(東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。)の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。)に該当し、又は割当予定先による行使により、割当予定先が、当社の発行済普通株式総数の5%を超えて保有することとなる場合
- g. 新株予約権買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合
- h. 当社が新株予約権買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合
- i. 市場混乱事由若しくは混乱事由が発生し、継続している場合  
「市場混乱事由」とは、(aa) 当社普通株式(以下「本株式」といいます。)又は本株式に関する先物取引若しくはオプション取引について東京証券取引所又はその他により取引停止又は取引制限が課されたこと、(bb) 東京証券取引所における本株式、又は先物取引若しくはオプション取引市場における先物取引若しくはオプション取引について一般的な市場参加者がその取引に参加し、又は市場価格を取得することが(割当予定先の決定により)不可能又は阻害される事由が発生したこと、又は(cc) 東京証券取引所が予定されている取引終了以前に終了したことのいずれかの事由を意味します。  
「混乱事由」とは、地方、国内、地域又は国際金融市場(金融商品取引所、外国為替市場、銀行間取引市場、又は利子若しくは金利市場を含む。)、政治、産業、経済、法律、規制又は金融情勢、税務又は為替管理の変動、又は予測される変動若しくは危機に関する事態の進行、それらの変動、事態の進行、危機若しくはそれらの悪化の組合せ、又はその他の事情若しくは事由で、割当予定先の決定により、割当予定先による本株式の取得、又は決済若しくは取引を行う能力、又は新株予約権買取契約で企図される取引に関連するリスク、その他の金融若しくは事業リスクをヘッジすることを制限され、又はそのようなヘッジに要する費用が顕著に増加することを意味します。

行使価額修正選択権(第6回新株予約権)

第6回新株予約権については、当社が行使価額の修正を決定(行使価額修正選択権)しない限り、行使価額が本発行決議日の当社普通株式の株価よりも高い金額(本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値906円の132.5%である1,200円)に固定されており(したがって、行使価額は自動的に修正されません。)、一定の範囲で株価への影響の軽減を図っております。行使価額を固定した場合、当社の株価が当該行使価額を下回って推移する場合には、新株予約権は行使されないことが想定されますが、このような状況下でも、当社が行使価額修正選択権を行使することで、以後は第6回新株予約権の行使価額が時価の91%に修正されることにより、第6回新株予約権の行使を促進し、緊急又は機動的な資金需要への柔軟な対応が可能な設計としております。

#### [ デメリット ]

当初資金調達額が限定的

新株予約権を用いた資金調達の特徴として、本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額の資金調達がなされ、その後、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の目的となる割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

株価低迷時等に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回った場合や当社が行使価額修正選択権を行使した場合には、行使価額が修正(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄もご参照ください。)されるため、本新株予約権による最終的な資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場売却した場合、当社株価が下落する可能性

割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社株式に係る保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が当該当社株式を市場で売却した場合には、当社株価が下落し、既存株主が不利益を被る可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない場合、資金調達額は、当社が当初想定した額を下回る可能性があります。第6回新株予約権については、当社が行使価額修正選択権を行使しない限り、当初行使価額は、本発行決議日の当社普通株式の株価よりも高い金額(本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値906円の132.5%である1,200円)に固定されているため、当社の株価が当該当初行使価額以上とならない限り、割当予定先は第6回新株予約権を行使することはできません。また、本新株予約権には下限行使価額が定められているため、当社の普通株式の株価が下限行使価額を下回って推移する場合には、割当予定先が本新株予約権の行使を行うことは期待できません。

買取請求により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

新株予約権買取契約には、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成30年8月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%(453円)(但し、新株予約権発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年8月30日(なお、同日は含みません。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、新株予約権発行要項第6項第2号乃至第4号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%を下回った場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、東京証券取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止されている場合には、割当予定先は、それ以後いつでも(株式購入保証期間中であるか否かを問いません。)、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、割当予定先が保有する本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日(但し、当該買取請求に係る本新株予約権の行使期間の末日が先に到来する場合は、当該本新株予約権の行使期間の末日とします。以下「買取日」といいます。)において、本新株予約権1個当たり、当該本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該行使期間中に買取日が到来する場合における当該各本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

第三者割当により投資家が限定的

第三者割当は、当社が割当予定先のみから資金を調達する方法であり、当社の既存株主を含む不特定多数の投資家から資本調達を募るものではありません。このように既存株主が本件の資金調達に参加することができないため、既存株主は、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付されることによる希薄化の影響を受けることとなります。

#### [ 本新株予約権のその他特徴 ]

新株予約権買取契約には、以下の内容が含まれる予定です。

エクイティ性証券の発行の制限

割当予定先が保有する本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り(かかる同意は不合理に留保されてはならないものとします。)、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない旨が定められる予定です。但し、( )当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。 )又は譲渡制限付株式を発行する場合、( )当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。 )の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り。 )、及び( )会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

### 解約条項

割当予定先は、(i)新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、( )国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、新株予約権買取契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する当社普通株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、( )割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はその具体的なおそれがある場合、( )新株予約権買取契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに割当予定先が合理的に満足する内容で充足せず、かつ、割当予定先により放棄もされていない場合、( )新株予約権買取契約に定められた当社の表明保証に表明保証時点において誤りがある場合若しくは不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合、当社の表明保証事項の真実性若しくは正確性について重大な疑義が生じた場合、又は誓約・合意に違反した場合、( )上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める事由が発生した場合、( )当社について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他これに類似する法的整理手続開始の申立てがあったとき、又は当該手続の開始原因若しくは申立原因(支払不能、支払停止又は債務超過を含む。)となる事実が発生した場合、( )当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合、又は( )当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣及び従業員のいずれかが、自ら又は第三者を介して、反社会的行為を行い、又は行ったと認められた場合には、当社への通知により、いつでも新株予約権買取契約を解約することができ、また、割当予定先は、当社に通知することにより本新株予約権の一部又は全部の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権1個当たり、当該本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭をそれぞれ支払うことにより、15取引日以内(但し、本新株予約権の行使期間の末日がその期間内に先に到来する場合は、本新株予約権の行使期間の末日までとします。)に本新株予約権を買取るとともに、当社は自らの責めに起因して割当予定先が被った損害を賠償するものとする旨が定められる予定です。

### [他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資による新株発行、ライツ・オフアリング、第三者割当による新株発行、株主割当による新株発行、行使価額が固定されたままの新株予約権発行等の資金調達方法を検討いたしました。金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務健全性が低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフアリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、無償割当てする新株予約権の行使価額等によっては新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、東京証券取引所有価証券上場規程等の変更による新株予約権の上場基準見直しにより、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフアリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。一般に公募又は第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達が可能とする反面、1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいことがあげられます。第三者割当による新株発行につきましては、株式市場における当社の株価と当社の収益力及び財務内容を踏まえ、引受の了承を得られる相手先を現時点で見出すことは困難であると判断しました。また、株主割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり(これに対し、本第三者割当においては、新株予約権に行使価額修正条項又は行使価額修正選択権を付すことにより、当社普通株式の株価が下落した場合にも、株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であり、また、株式購入保証期間を指定することによって割当予定先について本新株予約権の行使義務を一定程度課すことが可能です)、資金調達方法として適当でない判断いたしました。さらに、行使価額修正条項又は行使価額修正選択権の付されていない行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できる余地がなく、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択し、また、当社の資金需要や市場環境等を勘案し、より柔軟かつ機動的に資金調達を行うとともに、既存株主の持分の希薄化への影響に配慮しながら自己資本を増強することを可能とするために、当初行使価額と行使価額の修正条件が異なる2つの新株予約権を発行することいたしました。なお、行使価額修正条項及び行使価額修正選択権行使後の行使価額のディスカウント率は、本新株予約権の行使の促進による資金調達が当社の業績及び財務にとって重要となることから、近時の同種事例等も参考に、割当予定先との協議を踏まえ9%といたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。

3. 第5回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する新株予約権買取契約には、上記「(注)1.(3)本資金調達方法について」に記載した内容が含まれます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、第5回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 第5回新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 第5回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第5回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う第5回新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
  - (2) 第5回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 第5回新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。
8. 株式の交付方法  
当社は、第5回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。
9. 当社は、第5回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第6回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	5,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,680,000円
発行価格	新株予約権1個につき536円(新株予約権の目的である株式1株当たり5.36円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月18日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オルトプラス 財務・経理部 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
払込期日	平成30年9月18日(火)
割当日	平成30年9月18日(火)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1. 株式会社オルトプラス第6回新株予約権証券(以下「第6回新株予約権」といいます。)の発行については、平成30年8月30日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、当社及び割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で新株予約権買取契約を締結しない場合は、第6回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 第6回新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 第6回新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号



## (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 第6回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第6回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式500,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第6回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に記載のとおり、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定した場合、当社は直ちにその旨を本第6回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の3取引日目以降、別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。以下、本「(2)新株予約権の内容等」において同じ。)の前取引日(以下に定義する。以下、本「(2)新株予約権の内容等」において同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、(注)7.(1)に定める第6回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日。)をいう。 「取引日」とは、東京証券取引所で売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含む。)には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額は544円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限 500,000株(本有価証券届出書提出日現在の当社発行済株式総数13,550,798株に対する割合は、3.69%(小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を四捨五入した値。))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 第6回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第6回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 第6回新株予約権の発行価額の総額2,680,000円に下限行使価額である544円で第6回新株予約権全部が行使された場合の272,000,000円を合算した金額である274,680,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。))。</p> <p>7. 当社の請求による第6回新株予約権の取得 第6回新株予約権には、当社の決定により、第6回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社オルトプラス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。



<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 第6回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第6回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第6回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第6回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第6回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,200円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は当初は1,200円に固定されておりますが、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、それ以降、行使価額は本号に基づき修正される。本号に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第6回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の3取引日目を以降、別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p> <p>(2) 行使価額は544円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項第(1)号の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第6回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第6回新株予約権の行使請求をした第6回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第6回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第6回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金602,680,000円</p> <p>(注) 全ての第6回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し若しくは買取った場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第6回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第6回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第6回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第6回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第6回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年9月18日から平成32年9月17日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社オルトプラス 財務・経理部 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	各第6回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、第6回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第6回新株予約権1個当たり536円の価額で、第6回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第6回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。第6回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第6回新株予約権者に対する第6回新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく第6回新株予約権の取得に関して第6回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>

	2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第6回新株予約権1個当たり536円の価額で、第6回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第6回新株予約権の全部を取得する。第6回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第6回新株予約権者に対する第6回新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく第6回新株予約権の取得に関して第6回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	第6回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由」をご参照ください。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 第6回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する新株予約権買取契約には、上記「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注) 1. (3) 本資金調達方法について」に記載した内容が含まれます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、第6回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 第6回新株予約権の行使請求の方法

(1) 第6回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第6回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う第6回新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。

(2) 第6回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 第6回新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

8. 株式の交付方法

当社は、第6回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

9. 当社は、第6回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,155,076,000	34,294,400	3,120,781,600

(注) 1. 払込金額の総額は、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額18,276,000円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(本新株予約権が全て当初の行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額である3,136,800,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額(円)	行使に際して払い込むべき金額の合計額(円)
第5回新株予約権	15,596,000	2,536,800,000
第6回新株予約権	2,680,000	600,000,000
合計	18,276,000	3,136,800,000

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用(6百万円)、本新株予約権の算定評価報酬費用(1百万円)、有価証券届出書作成費用(1百万円)及び変更登記費用等(26百万円)が含まれております。

4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し若しくは買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用		
a. 新規ネイティブアプリゲームの開発費	660	平成30年10月～平成31年9月
	460	平成31年10月～平成32年6月
b. 新規ネイティブアプリゲームの運営費	474	平成30年10月～平成31年9月
	478	平成31年10月～平成32年6月
開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金		
a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費	108	平成31年1月～平成32年9月
b. SES営業・サポート体制構築のための人件費等	83	平成30年10月～平成32年9月
新規事業への投資		
a. ゲーム支援事業における、営業・サポート人員の採用を含めた投資	80	平成30年10月～平成32年9月
b. 企業向けの社内仮想通貨サービス「コミュニティオ」への投資	275	平成30年10月～平成32年9月
資本提携や事業譲受を含む将来のM&Aのための待機資金	300	平成30年10月～平成32年9月
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却のために借り入れた金融機関からの借入金の返済原資	202	平成31年4月
合計	3,120	-

(注) 1. 当社は上記「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載されているとおり、上記乃至の使途に充ちたいします。上記乃至の具体的な内容は、以下のとおりです。

新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用

上記「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、他社との協業によりネイティブアプリゲームの開発を行っておりますが、開発費用の増加や開発期間の長期化による開発費用の回収及び収益化までの期間が長期化する状況下において、複数の新規ネイティブタイトルを継続的に開発し、運営できる体制を引き続き維持することが必要であると考えており、開発中であることを既に開示しているタイトル(「ラビスリライツ」。他はタイトル名非開示。)を除き、現時点で他社との協業の打診を行っている、又は具体的な交渉を行っているタイトルはなく、具体的な案件は未定であります。今後年間で2~3本の協業タイトルの開発に着手することを想定しております。また、成長が続くと考えているアジア市場向けの協業タイトルを獲得することも、当社の業容拡大に必要であると考えております。上記施策を実現するために、ネイティブアプリのゲームの開発を行うエンジニア等の人件費、グラフィック制作費等の外注費や、海外配信に係る配信権の取得費用、翻訳費及び海外向けにゲーム内容を最適化するための外注費等、新規ネイティブアプリゲームの開発費として平成30年10月から平成31年9月までに660百万円、平成31年10月から平成32年6月までに460百万円の合計1,120百万円を充当する予定です。また、サービス開始から開発費の回収・収益化までに要する期間の長期化を受けて、今後のネイティブアプリゲームの運営費用の支払のための資金を確保する必要も生じております。具体的には、今後のサービス運営のための人件費、サーバー使用費、広告宣伝費等の運営費として平成30年10月から平成31年9月までに474百万円、平成31年10月から平成32年6月までに478百万円の合計952百万円を充当する予定です。以上のとおり、これらを合わせて合計2,072百万円を新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用として充当する予定です。

開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金

上記「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社の事業戦略上、長期間に渡って安定的な収益を獲得できるオフショア開発を今後もさらに拡大していくことが重要であると考えております。かかる企図の下、オフショア開発事業につきましては前回調達による調達資金を用いて体制整備を進めておりますが、日本国内における営業体制及びサポート体制を充実させるとともに、ベトナムでのエンジニアの採用及びエンジニアに対する教育投資を継続して進めるためには、資金を改めて確保することが必要であると考えております。このため、ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費として108百万円を充当する予定です。また、オフショアで開発を行うことの不安から、国内の開発人員を利用した開発ができないか、という顧客からの希望が一定数あることを踏まえ、SESを新たに開始することにより、従前のオフショア開発事業を補完し、当社グループの開発事業全体での収益を拡大させるための投資が必要であると考えております。具体的には、国内開発リソースを提供可能な国内の協業先の確保や、国内開発リソース、又は、国内開発リソースと海外開発リソースを組み合わせた開発の提案を顧客に行うSES営業・サポート体制構築のための人件費等として83百万円を充当する予定です。以上のとおり、合計191百万円を開発事業におけるオフショア開発の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金に充当する予定です。

新規事業への投資資金

上記「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、新規事業の一つであるゲーム支援事業の成長のためには、営業・サポート人員の採用を含めた人材投資が必要であると考えており、人的投資として80百万円を充当する予定です。また、平成30年10月よりサービス提供開始を予定している企業向けの社内仮想通貨サービス「コミュニティオ」について、事業の立ち上げから収益化に至るまでには、開発への投資、顧客獲得のための広告宣伝費やマーケティング担当者や営業担当者等の採用に加え、将来的には発行保証金の供託を含む、資金決済法に基づく各種法令対応を進めることも必要であると考えており、合計275百万円を充当する予定です。以上のとおり、合計355百万円を新規事業への投資資金として充当する予定です。

資本提携や事業譲受を含む将来のM&Aのための待機資金

上記「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社に対して、ソーシャルゲーム事業を縮小する、又は撤退を検討している会社から、人員やゲームタイトルの譲渡、又は事業会社自体の譲渡や、資本を含めた業務提携の打診が増加しております。他方、当社は、ゲーム事業において、開発人員の不足により外注費が増加していることを踏まえ、外注していた開発業務を内製化することにより開発費を削減することが重要であると考えております。また、新規ゲームタイトルの開発や他社タイトルの運営受託を進める際に、一定数の開発及び運営人員を確保することが収益の拡大にとって必要であると考えております。このために、ゲーム事業においては上記のような企業との資本提携や事業譲受を含むM&Aが有効な手段であると考えております。また、当社は、上記に記載のとおり、新規事業を成長させ収益化を図ることによって、収益源泉の多様化を進めておりますが、すでに知見のある企業や高い技術力、営業力のある企業との間で資本提携や事業譲受を含むM&Aを行うことにより、当該企業と協業して新規事業を推し進めていくことも、当社の成長戦略として重要であると考えております。したがって、当社がゲーム事業、新規事業等において他社との競争優位を確保しながら事業展開を進めていくためには、素早い意思決定と機動的な資金拠出により、資本提携や事業譲受を含むM&Aを進めることが必要であり、そのための資金を確保することが重要と考えており、本調達資金のうち300百万円を資本提携や事業譲受を含む将来のM&A実施のための待機資金として充当する予定です。な

お、現時点において、具体的に計画されているM&Aの案件はありませんが、過去において具体的に提案を受け検討した案件等を勘案し、総額で300百万円を見込んでおります。上記以外には案件数及び案件規模も未定であります。今後案件が具体的に決定した場合には速やかに開示いたします。また、平成31年9月までの期間において、企業価値の向上につながるM&Aの適切な対象がない等によりM&Aへの投資が実現しない場合には、企業価値の向上につながる資金利用のために、資金使途の変更の検討を行う予定です。また、資金使途の変更を行わず、支出予定時期までにM&Aへの投資が実現しなかった場合には、上記乃至のうち、継続的な成長を図るために最適な投資費用に充当する予定です。かかる場合には、速やかに開示いたします。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却のために借り入れた金融機関からの借入金の返済原資

上記「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は平成30年4月23日付で実施した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却を実施しており、その原資として、金融機関より平成31年4月末を返済期日とする200百万円の借入を行っておりますが、有利子負債を減少させるため、202百万円を当該借入金及び利息の返済に充当する予定です。

2. 上記の資金使途及び金額については、当社の事業開発を具現化する各種施策を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは市場を取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途、金額又は支出時期が変更となった場合は、適時適切に開示いたします。
3. 上記の金額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し又は買取った場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。資金を使用する優先順位は、現時点では定めておらず、支出時期が早い事項から順次充当する予定です。本新株予約権により当社が調達できる額が当初見込額より減少した場合は、実際に調達できた額その他の状況を勘案しながら、原則として新規ネイティブアプリゲームのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用への充当並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却のために借り入れた金融機関からの借入金の返済原資への充当を優先し、他の資金使途については縮小して充当する予定であります。また、当社普通株式の市場価格が当初行使価額を上回る水準で推移したことにより、新株予約権の行使による調達額が当初見込額を上回った場合の調達資金の充当先については、現時点では追加的に新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用に充当することを予定しておりますが、調達時点における当社の事業状況に応じて適宜判断いたします。
4. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
5. 当社は、平成29年3月13日付で、マッコーリー・バンクを割当先とする行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行を行い、当該第4回新株予約権は平成29年6月9日までに行使が完了し、当社は2,183百万円(当初調達見込額は1,991百万円)を調達しております。なお、当社は平成30年8月30日付「第4回行使価額修正条項付新株予約権に係る資金使途及び支出時期の一部変更に関するお知らせ」にて開示したとおり、第4回新株予約権の発行及びその行使により調達した資金の使途及び支出予定時期につきまして、変更を行っております。変更後の調達した資金の資金使途ごとの充当状況につきましては以下のとおりとなります。変更箇所には下線を付して表示しております。

(変更前)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
他社タイトルの運営移管受託に係る運営費	569	平成29年4月～ 平成32年3月
他社タイトルの買取り費用	500	平成29年4月～ 平成31年3月
協業案件獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用	700	平成29年4月～ 平成31年3月
オフショア開発事業	222	平成29年4月～ 平成32年3月
合計	1,991	-

(変更後)

具体的な使途	金額(百万円)	うち充当済金額(百万円)	支出予定時期
他社タイトルの運営移管受託に係る運営費 (注)1, 2, 3, 6	711	414	平成29年4月～ 平成32年12月
他社タイトルの買取り費用 (注)2, 3	150	35	平成29年4月～ 平成31年3月

新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用 (注) 1, 2, 4, 6	1,050	690	平成29年4月～ 平成30年10月
開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金 a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費 (注) 1, 5, 6	272	191	平成29年4月～ 平成30年11月
合計	2,183	1,329	-

- (注) 1. 行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行時に想定した差引手取概算額は1,991百万円でしたが、実際に調達した金額は2,183百万円となりました。当初の見込額を上回った金額(192百万円)につきましては「他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用」として42百万円、「新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用」として100百万円、「開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金 a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費」として50百万円を充当いたします。
2. 「他社タイトルの買取り費用」として総額500百万円を平成31年3月までに充当することを予定しておりましたが、当初想定していた規模の案件の打診が想定よりも少なく、また、条件面での合意ができない等の状況が続いております。また、他社タイトルの買取りにより多額の買取り費用を負担した場合の投資回収リスクが、他社タイトルの運営移管受託や他社との協業による開発・運営の場合と比べて高まってきていると考えております。他方で、平成30年6月29日付「グリー株式会社との協業契約の締結について」にて開示いたしましたとおり、当社はグリー株式会社とその子会社であるファンプレックス株式会社との協業によりソーシャルゲームの運営移管を含むゲーム運営事業全般について協業を進めることといたしました。また、平成29年6月にリリースしたKADOKAWAとの協業タイトルが一定の評価を受けたと考えており、その結果、IP保有会社を含む他社からの協業案件の提案が増えております。その中で、当社への収益分配額が増加する一方で、当社が開発期間中により多くの費用負担をする提案や、開発総額が比較的多額となる提案も出てまいりました。以上の事業環境の変化とこれを踏まえた当社施策を勘案し、「他社タイトルの買取り費用」として予定していた500百万円のうち現時点で未充当となっている額465百万円については、そのうち100百万円を「他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用」に充当し、250百万円を「新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用」に充当することといたしました。
3. 本第三者割当による調達資金について、他社タイトルの運営移管受託に係る運営費、他社タイトルの買取り費用に充当することは予定しておりません。
4. これに加えて、本第三者割当による調達資金より、新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用に、2,072百万円を充当する予定であり、第4回新株予約権の第三者割当による調達資金からの充当額とあわせた合計額は3,122百万円になります。なお、新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用は、平成29年2月23日付「第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」の「3.(2) 調達する資金の具体的な使途」において記載の協業案件獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用と、実質的に同様又はこれを包摂する資金使途となっております。
5. これに加えて、本第三者割当による調達資金より、開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員確保のための投資資金 a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費に、108百万円を充当する予定であり、第4回新株予約権の第三者割当による調達資金からの充当額とあわせた合計額は380百万円になります。なお、開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員確保のための投資資金 a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費は、平成29年2月23日付「第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」の「3.(2) 調達する資金の具体的な使途」において記載のオフショア開発事業と、実質的に同様又はこれを包摂する資金使途となっております。



6. 他社タイトルの運営移管受託に係る運営費、新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用、開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金 a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費については、当初の計画よりも各費用が増加していることや現時点における充当状況を踏まえ、未充当額の充当予定時期を変更しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

以下の割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、別途時点を明記していない限り、平成30年8月30日現在の内容であります。

<マッコーリー・バンク> (第5回新株予約権14,000個、第6回新株予約権2,500個)

##### a. 割当予定先の概要

名称	マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 P.H. ワーン(P.H. Warne) CEO M.J. リームスト(M.J. Reemst)
資本金	9,821百万豪ドル(801,983百万円) (平成30年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

<SBI証券> (第5回新株予約権14,000個、第6回新株予約権2,500個)

##### a. 割当予定先の概要

名称	株式会社SBI証券
本店の所在地	東京都港区六本木1-6-1
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第76期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日) 平成30年6月28日提出 (四半期報告書) 事業年度 第77期第1四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日) 平成30年8月13日提出

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	平成30年3月31日現在において、当社株式を140,400株(発行済株式総数の1.09%)保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、マッコーリー・バンクのグループ会社であるマッコーリーキャピタル証券会社より、当社が上場した平成25年3月以降、機関投資家とのミーティングをアレンジ頂くとともに、マッコーリー・バンクが属するマッコーリー・グループ(以下「マッコーリー・グループ」といいます。)より、海外のM&A案件や資金調達提案を受けておりました。こうした関係のなか、平成29年2月にマッコーリー・バンクを割当先とする新株予約権による資金調達を実施いたしました。その際の財務アドバイザーをSBI証券が担当いたしました。平成29年12月以降、当社が再度の資金調達を検討する中において、本新株予約権の発行を実施する資金調達方法についての提案を、マッコーリー・バンク及びSBI証券より受けました。当社は、当該提案を受け、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等 (注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2)行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由 (3)本資金調達方法について」に記載のとおり、他の資金調達方法も含めて当社内で正式な協議・検討を行った結果、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益への影響を一定程度抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断したこと、マッコーリー・バンク及びSBI証券が新株予約権発行による資金調達について十分な実績を有していることなどから、両社の提案を採用することが最善であると判断しました。当社は、マッコーリー・バンクが当社のニーズに合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、今回、同社を割当予定先として選定いたしました。また、SBI証券が当社の財務的なニーズをはじめとした諸テーマに関して深く理解しているとともに、今回の資金調達の検討に当たり、前回の資金調達時の財務アドバイザーの経験・知見や当社の財務的なニーズを踏まえ、当社とマッコーリー・バンクとの間を調整し、当社が最適と判断する資金調達方法をマッコーリー・バンクと共に提案いただいております。以上を踏まえ、平成30年8月30日の取締役会において、マッコーリー・バンク及びSBI証券を割当予定先とする本第三者割当を決議いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

マッコーリー・バンク：新株予約権の目的である株式の総数 1,650,000株  
(第5回新株予約権1,400,000株及び第6回新株予約権250,000株)  
SBI証券：新株予約権の目的である株式の総数 1,650,000株  
(第5回新株予約権1,400,000株及び第6回新株予約権250,000株)

e 株券等の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク及びSBI証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、いずれも純投資であり、各割当予定先は、長期間保有する意思を表明しておりません。

また、当社役員と各割当予定先の担当者との協議において、各割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭により確認しております。

また、当社と各割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条及び同施行規則第436条第1項及至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限する旨を新株予約権買取契約にて規定する予定です。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権買取契約により合意する予定です。

なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

f 払込みに要する資金等の状況

<マッコーリー・バンク>

当社は、割当予定先であるマッコーリー・バンクの平成30年(2018年)度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料)により、平成30年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が9,730百万豪ドル(円換算額:794,552百万円、参照為替レート:81.66円(三菱UFJ銀行平成30年3月31日時点仲値))であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に必要なかつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

<SBI証券>

当社は、割当予定先であるSBI証券からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、SBI証券が2018年8月13日付で関東財務局長宛てに提出した第77期第1四半期報告書に記載された2018年6月30日を基準日とする四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に必要なかつ十分な現預金及びその他流動資産を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

<マッコーリー・バンク>

割当予定先であるマッコーリー・バンクは、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けております。また、マッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、マッコーリー・バンクとは互いに直接の資本関係のないものの、マッコーリー・バンクと同様に、マッコーリー・グループ・リミテッド(オーストラリア証券取引所(ASX)に上場)の完全子会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、マッコーリー・バンクの属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社はAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認するとともに、マッコーリー・バンクの担当者との面談によるヒヤリングにより、マッコーリー・グループの概要及び日本においてはマッコーリーキャピタル証券会社が金融庁の監督及び規制を受けていることを確認しております。以上から、マッコーリー・バンク並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

<SBI証券>

SBI証券は金融商品取引業者として登録済(登録番号:関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。また、当社はSBI証券の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、平成30年6月28日)を確認し、SBI証券の担当者との面談によるヒヤリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。なお、SBI証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、新株予約権発行要項及び新株予約権買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、新株予約権発行要項及び新株予約権買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。また、当該算定機関は、評価基準日(平成30年8月29日)における当社株式の株価(906円)、ボラティリティ(86.5%)、予想配当額(0円/株)、無リスク利率(-0.1%)等を考慮し、また、本新株予約権及び新株予約権買取契約の内容等を踏まえ、原則として取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないものとし、不行使期間の指定は行われぬ(なお、行使期間満了時点で未行使の新株予約権が残存する場合には、割当予定先による買取りの請求が実施され、第5回新株予約権の全部の行使完了後に、当社が第6回新株予約権についての行使価額修正選択権を行使するものとする。)、割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内でただちに権利行使を行い、株式を売却するものとする、割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、株式購入保証期間設定の有無に関わらず自主的に権利行使を進めるものと想定されるため、株式購入保証期間設定の有無・設定の時期は本評価には影響を与えないものと考えられることを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議の上で、本新株予約権の1個の払込金額を、第5回新株予約権は当該評価額と同額である金557円、第6回新株予約権は当該評価額と同額である金536円としました。なお、本新株予約権の行使価額は、第5回新株予約権は、当初、平成30年8月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する額である906円とし、第6回新株予約権は、当初、平成30年8月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の132.5%に相当する額である1,200円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正条項又は行使価額修正選択権の行使による行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、9%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。なお、監査役3名全員(全員が会社法上の社外監査役)から、監査役岡部友紀及び監査役隈元慶幸については取締役会において、監査役小林壮太については監査役岡部友紀を通じて、新株予約権発行要項の内容及び上記の株式会社赤坂国際会計の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見表明を受けております。

- ・本第三者割当の決議を行った取締役会において、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の公正価値の算定結果を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。
- ・株式会社赤坂国際会計は当社及び割当予定先と人的及び資本上的関係はなく、当社の経営陣からも独立していると認められること。
- ・株式会社赤坂国際会計は企業価値評価実務、発行実務並びにこれらに関連する財務問題に関する知識・経験を有していると認められること。
- ・株式会社赤坂国際会計は、一定の条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しており、株式会社赤坂国際会計による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は3,300,000株(当該株式に係る議決権数は33,000個)であり、平成30年7月31日現在における当社の発行済株式総数13,550,798株(当該株式に係る議決権数は135,480個)を分母とする希薄化率は24.35%(議決権数に係る希薄化率は24.36%)となります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数3,300,000株に対し、当社過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は623,799株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は839,309株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は1,485,622株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間(年間取引日数：245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日当たりの売却数量は6,735株となり、上記過去6か月間における1日当たりの平均出来高の1.1%に留まる

ことから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、本第三者割当において、割当予定先であるマッコーリー・バンク及びSBI証券は当社の経営への関与を行う意向はないとの意思を口頭にて表明しております。また、本第三者割当は当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な既存株式の希薄化を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の利益に資するものと考えております。当社といたしましては、本第三者割当において発行される新株予約権の内容及び数量は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠なものであると考えております。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由(新株予約権発行要項第14項第(1)号)が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の希薄化が進行しないように配慮されております。以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
石井 武	東京都世田谷区	1,835,900	14.24	1,835,900	11.34
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	140,400	1.09	1,790,400	11.05
マッコーリー・バンク・ リミテッド	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia			1,650,000	10.19
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10	652,500	5.06	652,500	4.03
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海1-8-11	450,100	3.49	450,100	2.78
永富 義人	東京都品川区	297,400	2.31	297,400	1.84
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072485276(常任代 理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1)	250,000	1.94	250,000	1.54
鶴川 太郎	東京都渋谷区	203,390	1.58	203,390	1.26
グリーン株式会社	東京都港区六本木6-10-1	166,600	1.29	166,600	1.03
山口 修一郎	滋賀県大津市	137,000	1.06	137,000	0.85
SOCIETE GENERALE PARIS/BT REGISTRATION MARC/OPT(常任代理人 ソシエテ・ジェネラル証 券株式会社)	17 COURS VALMY 92987 PARIS-LA DEFENSE CEDEX FRANCE (東京都千代田区丸の内1-1- 1)	129,800	1.01	129,800	0.80
計		4,263,090	33.05	7,563,090	46.69

(注) 1. 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

- 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の合計である3,300,000株に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
- 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 割当予定先であるマッコーリー・バンク及びSBI証券の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、割当予定先は、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先であるマッコーリー・バンクは、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先であるマッコーリー・バンクが一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。
- 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年8月30日)までの間において、変更及び追加がありました。以下の内容は当該事業等のリスクの変更箇所のみ記載したものであり、変更及び追加箇所は下線で示しております。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、該当事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成30年8月30日)現在においてもその判断に変更はありません。

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する全てのリスクを網羅するものではありません。

#### (3) その他のリスク

新株予約権等の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、役職員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、マッコリー・バンク・リミテッド及び株式会社SBI証券を割当予定先として新株予約権を発行しており、その潜在株式数は合計で3,300,000株です。これらが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。上記の潜在株式数の合計数は3,626,000株であり、平成30年7月31日現在の発行済株式総数13,550,798株の26.76%に相当します。

新株予約権の行使が行われない場合について

マッコリー・バンク・リミテッド及び株式会社SBI証券を割当予定先として発行した新株予約権の行使は、割当予定先の行使に係る投資判断により、また、割当予定先は当該新株予約権の新株予約権買取契約に基づき新株予約権の買取請求を行うことが可能であるため、資金調達手段としては不確実性があります。そのため、マッコリー・バンク・リミテッド及び株式会社SBI証券による当該新株予約権の行使が当社の想定通りに行われない場合には、当該新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額が減少し、当社の想定する事業計画を遂行できないこと等により、当社が期待した収益を上げることができず、その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年8月30日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成29年12月26日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、平成29年12月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

- (1) 株主総会が開催された年月日  
平成28年12月22日



## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 取締役5名選任の件

石井武、鶴川太郎、竜石堂潤一、石井洋児、佐藤秀樹の5名を取締役に選任するものであります。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

岡部友紀を補欠監査役に選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役5名選任の件					
石井 武	48,687	11,642	0	(注)	可決 89.32
鶴川 太郎	49,446	5,062	0		可決 90.71
竜石堂 潤一	49,442	5,066	0		可決 90.71
石井 洋児	53,066	1,442	0		可決 97.35
佐藤 秀樹	53,353	1,155	0		可決 97.88
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	54,253	309	0	(注)	可決 99.43

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成30年1月18日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成30年1月18日開催の当社取締役会において、当社を完全親会社とし、株式会社scopes(以下「scopes」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社scopes
本店の所在地	東京都豊島区池袋二丁目13番4号
代表者の氏名	代表取締役 北村 紀佳 代表取締役 西野 誠
資本金の額	5,670千円(平成29年7月31日現在)
純資産の額	24,066千円(平成29年7月31日現在)
総資産の額	58,488千円(平成29年7月31日現在)
事業の内容	スマートフォンアプリ・ゲーム・Webサービスの開発、企画・運用コンサルティング

## 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(単体)

(単位：千円)

	平成28年7月期	平成29年7月期
売上高	68,892	253,200
営業利益又は営業損失( )	10,587	19,530
経常利益又は経常損失( )	10,584	36,487
当期純利益又は当期純損失( )	10,648	29,045

(注) scopesは、平成27年8月3日設立のため、平成28年7月期以降の経営成績及び財務状況を記載しております。

## 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成29年7月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
西野 誠	27.27%
類地 健太郎	27.27%
北村 紀佳	27.27%
鷓川 太郎	10.00%
佐川 慎一	1.45%

## 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社取締役であり、scopesの取締役を兼務する鷓川太郎氏は、当社の株式187千株(平成29年9月30日現在の発行済株式総数に対する所有割合1.48%)を有する第5位株主です。scopesの代表取締役であり、当社執行役員を兼務する北村紀佳氏は、当社の株式4,100株(平成29年9月30日現在の発行済株式総数に対する所有割合0.03%)を有しております。また、当社子会社として平成29年3月23日に設立した株式会社エスエスプラスはscopesとの合弁会社であり、当社がその発行済株式総数の70%を、scopesが30%をそれぞれ保有しております。以上の他は特にありません。
人的関係	当社取締役の鷓川太郎氏は、平成29年9月15日よりscopesの取締役を兼務しております。また、scopes代表取締役の北村紀佳氏は平成29年2月9日より当社の執行役員に就任しており、scopes代表取締役の西野誠氏は当社子会社である株式会社エスエスプラスの代表取締役を兼務しております。以上の他は特にありません。
取引関係	当社はscopesに対し、共同開発したソーシャルゲームについてレベニューシェアによる報酬を支払っております。

## (2) 当該株式交換の目的

当社グループは、当社、連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、エンターテインメント&ソリューション事業を展開しております。具体的には、スマートフォン向けゲームアプリの開発及び運営を行うゲーム事業、ソーシャルゲーム事業会社向けの各種サービス提供を行うゲーム支援事業、他社ウェブサービス等の開発受託等を行う開発事業を行っております。

一方、scopesは、平成27年8月に設立され、スマートフォン向けのゲームやアプリ、Webサービスの企画、開発、運用及びコンサルティングなどを中心に事業展開しております。scopesの経営陣及び従業員は主に、スマートフォン向けゲームアプリの開発及び運営経験者で構成されておりますが、中心メンバーは、過去、AppStore、GooglePlayでのセールスランキングの上位に入ったタイトルを複数、開発及び運営していた経験を有しております。

当社グループおよびscopesは、平成29年6月にリリースしたスマートフォン向けゲームアプリ「結城友奈は勇者である 花結いのきらめき」を共同で開発いたしました。その過程で、平成29年3月にソーシャルゲームの開発スタジオとして、合弁会社である株式会社エスエスプラスを設立いたしました。現在、合弁会社において、スマートフォン向けゲームアプリを複数、開発しております。また、scopes代表取締役である北村紀佳氏が当社執行役員に就任し、当社グループのゲーム事業を担当するなど、協業関係を構築しながら事業展開を図ってまいりました。この取り組みを進める中において、この度、これまでの協業関係をより深化させ、scopesのスマートフォン向けゲーム開発チームを当社グループ内に取り込み、scopesは最先端の技術の研究や、経営環境の変化に対応した新規事業の企画及び開発など、新規事業を創造する役割を、当社グループと一

体となって進めていくことが、両社にとって今後の業容拡大のために有意義であるとの結論に至り、この度、株式交換を実施することとなりました。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換にかかる割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、scopesを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに、また、scopesについては、平成30年2月28日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成30年3月1日を効力発生日として行われる予定です。

株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	scopes (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	138
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：75,900株(予定)	

(注1) 本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)  
scopes株式1株に対して、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)138株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数  
当社は、本株式交換に際して、当社がscopesの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるscopesの株主の皆様に対し、その保有するscopes株式に代えて、上記表に記載の本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を発行いたします。

(注3) 単元未満株式の取扱い  
本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれません。この場合、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

当社においては単元未満株式の買増制度(100株への買増し)は定めておりません。

株式交換契約の内容

当社およびscopesが平成30年1月18日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社オルトプラス(以下「甲」という。)及び株式会社scopes(以下「乙」という。)は、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号：株式会社オルトプラス

住所：東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号：株式会社scopes

住所：東京都豊島区池袋二丁目13番4号天翔池袋西口ビル

第3条(本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、甲を除くものとする。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その保有する乙の普通株式の合計数に138を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式138株の割合をもって割り当てる。

3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

**第5条(効力発生日)**

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成30年3月1日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

**第6条(株主総会の承認)**

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、本項に定める手続を変更することができる。

**第7条(会社財産の管理等)**

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、本契約で別途定められているものを除き、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

**第8条(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)**

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたときその他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

**第9条(本契約の効力)**

本契約は、効力発生日の前日までに、甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認(但し、甲については第6条第1項但書に定める甲の株主総会の承認が必要となった場合に限り。)が得られなかったとき、本株式交換に関し、法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出が完了しないとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

**第10条(準拠法及び管轄裁判所)**

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第11条(協議事項)**

本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを解決する。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年1月18日

甲：株式会社オルトプラス  
東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号  
代表取締役 石井 武

乙：株式会社scopes  
東京都豊島区池袋二丁目13番4号  
天翔池袋西口ビル  
代表取締役 北村 紀佳  
代表取締役 西野 誠

**(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠****算定の基礎**

当社は、本株式交換の実施に際して、当社及びscopesから独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」といいます。)を選定し、平成30年1月17日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。なお、当社は、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

赤坂国際会計は、本株式交換に用いられる株式交換比率について、当社について、東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を使用して、平成30年1月17日を算定基準日として、東京証券取引所における当社の算定基準日の普通株式の終値、算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を使用して算定を行いました。

一方、scopesについては、scopesが非上場会社であり市場株価平均法の適用が困難であることを勘案し、scopesが事業継続を前提としていることから将来の事業活動の見通しを評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。なお、DCF法の算定の基礎としたscopesの事業計画は平成30年7月期及び平成31年7月期の事業計画値を財務予測(DCF法による将来・キャッシュ・フローの予測期間)として採用しております。scopesは、平成29年7月期においては営業利益が19,530千円となったものの、事業計画では、平成30年7月期には新たなゲームの研究、開発活動に対する投資を強化することを想定したため営業損失12,723千円となり減益となる一方、平成31年7月期は収益水準を考慮した投資計画を実施することにより営業利益12,930千

円となることを想定しております。また、scopesの財務予想は、本株式交換の実施を想定したものではありません。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	scopes	130.5～148.0
市場株価平均法	DCF法	

#### 算定の経緯

当社は、赤坂国際会計によるscopesの株式価値の算定結果を参考に、scopesの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、scopesとの間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換における株式交換比率は赤坂国際会計が算定した株式交換比率の範囲内であり、当社の株主にとって不利益なものではなく、妥当であるとの判断に至り合意しました。

#### 算定期間との関係

赤坂国際会計は当社及びscopesの関連当事者には該当せず、当社及びscopesとの間で重要な利害関係を有しません。

- (5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社オルトプラス
本店の所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
代表者の氏名	代表取締役CEO 石井 武
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	エンターテインメント&ソリューション事業

(平成30年7月13日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 当該事象の内容

##### (1) 当該事象の発生日

平成30年6月29日

##### (2) 当該事象の内容

当社は、グリー株式会社(以下「グリー社」といいます。)との間でゲームサービスの開発・運営業務及び運営移管業務に関して協業契約を締結することで合意いたしました。本協業契約とあわせて、GREEプラットフォーム向けソーシャルゲームの開発・運営を目的として平成25年3月に設立した合弁会社(株式会社オルトダッシュ)については、一定の役割を終えたとして活動を休止させること及びグリー社より受領している開発支援金を返還することで合意いたしました。

##### (3) 当該事象の損益に与える影響

当第3四半期連結決算及び個別決算において、特別損失として開発支援金返還損失20百万円を計上いたします。また個別決算において、特別損失として関係会社株式評価損23百万円を計上いたします。

#### 3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(5) 発行株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金等については、当該有価証券報告書の提出日(平成29年12月25日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月30日)までの間において、次のとおり増加しておりません。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年1月19日 (注)1	25,000	12,776,040	15,100	2,675,968	15,100	2,664,968
平成30年1月1日~ 平成30年3月31日 (注)2	48,000	12,824,040	12,000	2,687,968	12,000	2,676,968
平成30年3月日 (注)3	75,900	12,899,940	39,012	2,726,981	39,012	2,715,981
平成30年4月19日 (注)1	54,000	12,953,940	26,217	2,753,198	26,217	2,742,198
平成30年5月24日 (注)4	596,858	13,550,798	114,000	2,867,198	114,000	2,856,198

(注)1. 特定譲渡制限付株式の発行による増加であります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 平成30年3月1日を効力発生日とする株式会社scopesとの株式交換に伴う新株発行による増加であります。

4. 無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	平成29年12月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第9期 第3四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月15日

株式会社 オルトプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武 井 雄 次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 賀 祐 一 郎

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オルトプラスの平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社オルトプラスが平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月15日

株式会社 オルトプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武 井 雄 次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 賀 祐 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラスの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月8日

株式会社オルトプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井雄次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古賀祐一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。